

地域卒卒医師のローテーションモデル

早期専門医取得のローテーションモデル

要件	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
	義務	初期臨床研修		うち、実務研修（1年）及び、勤務6年											
(例)	義務内年次	1年目	2年目	義務外	3年目	4年目	義務外	5年目	6年目	7年目	義務外	8年目	9年目	【終了】	
	区分	初期臨床研修		専門研修	義務勤務	義務勤務	専門研修	実務研修	義務勤務	義務勤務	専門研修	義務勤務	義務勤務		
	研修/勤務先	県立病院 又は 鹿大病院		鹿大病院	地域中核医療機関		鹿大病院	県立病院 (内・救)等	離島・ へき地医療機関(※1) <small>※診療所の最寄りの中核病院にて週1日程度研修</small>		鹿大病院	地域中核医療機関			
専門研修プログラム				基幹施設	連携施設		専門医取得	専門医更新（5年間）					専門医更新（5年間）		

専門医の取得・更新の遅れ全くなし
 専門医取得が遅れないポイントは専門医取得後に【実務研修】+
 【離島・へき地医療機関】の計3年間を行うことである。
 卒後8-9年目と11-12年目は入れ替えることも可能。

受験資格取得

専門医更新

早期契約履行のローテーションモデル

要件	卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
	義務	初期臨床研修		うち、実務研修（1年）及び、勤務6年											
(例)	義務内年次	1年目	2年目	義務外	3年目	4年目	5年目	義務外	6年目	7年目	8年目	9年目	【終了】		
	区分	初期臨床研修		専門研修	実務研修	義務勤務	義務勤務	専門研修	義務勤務	義務勤務	義務勤務	義務勤務			
	研修/勤務先	県立病院 又は 鹿大病院		鹿大病院	県立病院 (内・救)等	地域中核医療機関		鹿大病院	離島・ へき地医療機関(※1) <small>※診療所の最寄りの中核病院にて週1日程度研修</small>		地域中核医療機関				
専門研修プログラム				基幹施設	連携施設		専門医取得	専門医更新（5年間）					専門医更新（5年間）		

専門医の取得は1年遅れ・更新は遅れなし
 産婦人科医となつての初年度（立ち上げ）の研修は、大学病院を希望する場合が多いが、
 卒後3年目と4年目は入れ替えることも可能。
 卒後8-9年目と10-11年目は入れ替えることも可能。

受験資格取得

専門医更新

【問い合わせ先】

担当者 鹿児島大学病院 産婦人科
 電話 / FAX 099-275-5423 / 099-265-0507
 E-mail obgy@m.kufm.kagoshima-u.ac.jp

①専攻医の研修先医療機関（連携施設等）

連 携 施 設：済生会川内病院、鹿屋医療センター、県立大島病院、指宿医療センター、名瀬徳洲会病院
種子島産婦人科医院（※1）

※1 実務研修はひとり診療所での勤務に必要な技術等を身につけるために研修します。
実務研修の翌年に「離島・へき地医療機関」勤務を行うことが望まれますが、実務研修と離島・へき地勤務は離しても可とされています。
離島・へき地医療機関は種子島産婦人科医院勤務が想定されます。

②専門医取得後の専門医更新のために必要な症例の登録ができる地域中核医療機関等

済生会川内病院、鹿屋医療センター、県立大島病院、指宿医療センター、名瀬徳洲会病院、種子島産婦人科医院

②専門医資格の更新条件

更新基準

①勤務実態の自己申告（必須）

勤務実態を証明する書類（勤務実態自己申告書）を提出。勤務形態については、申請前年度1年間の実態を記載する。

②診療実績の証明（必須、学会専門医を含めて当該更新が連続して4回目以上となる場合は免除）

専門医資格を更新するために、専門医としての診療実績、診療能力を症例一覧（症例一覧）で50～100症例（過去5年度間の症例）提示することにより証明します。
これら症例には外来症例、手術症例、分娩症例、健康相談等が含まれます（疾病/合併症/診断名等についての制限はありません）。

③更新単位50単位（必須、ただし、診療実績免除者は40単位）

産婦人科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i) ～ iv) の4項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。
4項目について5年間で取得すべき単位数を示します。合計50単位の取得が必要です。

i) 診療実績の証明

②の診療実績で過去5年間の50～100症例を提示します。10症例で1単位と認定されます。

なお、連続して3回以上の更新を経た専門医（学会専門医を含めて当該更新が連続して4回目以上となる場合）は、診療実績の証明が更新要件から免除されます。

ii) 専門医共通講習（最小3単位、最大10単位：ただし、必修3項目をそれぞれ1単位以上含むこと）

iii) 産婦人科領域講習（最小20単位）

iv) 学術業績・診療以外の活動実績（最小0単位 最大10単位）

③専門研修の休止・中断について

- 1) 専門研修プログラム期間中の出産に伴う休暇あるいは疾病での休暇は1回（6か月以内）に限って研修期間に含めることができる。
なお、疾病の場合は診断書を、出産の場合は出産を証明するものの添付が必要である。
- 2) 2020年度以降に研修を開始する者の出産に伴う休暇あるいは疾病での休暇による専門研修開始の遅れは6か月（9月末日）まで認める。
なお、疾病の場合は診断書を、出産の場合は出産を証明するものの添付が必要である。
- 3) 専門研修プログラム期間中の短時間雇用は、週20時間以上の勤務であれば、6か月を限度に研修期間として認める。
- 4) 上記1）、2）、3）に該当する者は、その期間を除いた常勤での専攻医研修期間が通算2年半以上（うち基幹施設での6か月以上の研修および項目11で定める1か月以上の地域医療研修を含む）必要である。
- 5) プログラム統括責任者が産婦人科専門研修として小児科や麻酔科など他科での研修が必要であると判断した場合は、プログラムにその研修内容を記載する。
日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会および日本専門医機構がそのプログラムを承認した場合には他科での研修が可能となる。
ただし、産婦人科専門研修として認められる他科での研修期間は通算6か月以内を目安とする。
- 6) 留学、常勤医としての病棟または外来勤務のない大学院の期間は研修期間にカウントできない。